

0～2歳児クラス用
(2022 年4月2日以降に生まれた児童)

認証保育所などの保育料補助制度のご案内

2025 年度
2025 年 5 月発行



2025年度中野区認証保育所等保護者補助金

【担当】中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課
幼稚園・認可外保育係
直通電話 03-3228-5681(平日 8 時 30 分～17 時)

補助対象施設

施設 所在地	施設類型	施設名称	
中野区	認証保育所	幼保園シャローム新中野	ピノッキオ保育園
		マミーズエンジェル中野白鷺保育園	エンゼル保育室
		ぽけっとランド中野坂上	龍の子保育室
		こもれび保育園中野新橋園	
	認可外保育施設	マ・メール	のびのびハウス中野
		バイリンガルアート保育ルーム FairyTale	ヤクルト 中野保育園
		ちっちゃな保育園リトルフェアリー	キッズルーム
		アオバジャパン・バイリンガル プリスクール中野キャンパス	中野江古田病院 院内保育所 えこだ保育園
		新中野キリスト教会附属子どもセンター	東京医療生活協同組合保育室
		新渡戸文化幼稚園（子ども園）	TMPH ピーポ保育園
		こもれび保育園中野坂上園	もしもしのほし中野保育園
	企業主導型保育所	あかつき保育園	木下の保育園 野方
		カメラキッズ東中野園	やはた幼稚園附属やはた保育ルーム
		保育ルーム Felice 中野新橋園	星の花保育園
		こもれび保育園白鷺園	
中野 区外	認証保育所	区外認証保育所はすべて補助対象施設となります。	
	認可外保育施設	施設によって補助金の対象有無が異なります。施設が補助対象施設であるかどうかは、幼稚園・認可外保育係（03-3228-5681）へお問い合わせください。	

※認可外保育施設（企業主導型保育所を含む）は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設のみが補助対象となります。

※上記情報は 2025 年 5 月 1 日時点の情報であり、変更される場合があります。今後証明書が発行された場合は、補助対象になります。

補助対象条件

認可保育所等や幼稚園に在籍している月及びベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）を利用している月は、認証保育所等保護者補助金は対象外となります。

認証保育所に在籍する方

【住民税課税世帯の方】

- (1) 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- (2) 月の初日に保護者が補助対象施設（P.1 参照）と月ぎめ利用契約をしていること
- (3) 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること（保育料未納月は補助対象外）
- (4) 保護者に保育の必要性の事由があること（P.3 参照）

【住民税非課税世帯の方】

上記（1）～（4）に加え、中野区の施設等利用給付認定（新3号認定）を有効に取得していること
※施設等利用給付認定（新3号認定）とは幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な認定です。

まだ新3号認定を取得していない方は必要書類
をご確認のうえ申請してください。



認証保育所以外の認可外保育施設に在籍する方

【住民税課税世帯の方】

- (1) 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- (2) 月の初日に保護者が補助対象施設（P.1 参照）と月ぎめ利用契約をしていること
- (3) 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること（保育料未納月は補助対象外）
- (4) 保護者に保育の必要性の事由があること（P.3 参照）
- (5) 中野区の保育認定を受け、保育料の補助を希望する月に係る認可保育所等の利用申込みを行い利用保留となり、入所承諾の辞退又は退所をしていないこと

※入所承諾の辞退や利用の解除をした場合、辞退対象月が属する年度末までは補助金が不交付となります。
※3月の入所を希望する申込みは行えないため、2月及び4月保留（又は4月内定）の場合、3月も申込みを行っているものとみなします。

【住民税非課税世帯の方】

上記（1）～（5）に加え、中野区の施設等利用給付認定（新3号認定）を有効に取得していること
※企業主導型保育所に在籍している方は、教育・保育給付支給認定（3号認定）を有効に取得していること
※0～2歳児クラス非課税世帯で企業主導型保育所に在籍している方は、上記（5）の条件を満たしていなくても、利用施設に非課税世帯であることをお伝えいただければ保育料が減額になります。

まだ新3号認定を取得していない方は必要書類
をご確認のうえ申請してください。



保育の必要性の事由及び補助対象期間

保育の必要性の事由（保護者の状況）		補助対象期間
就労	就労（月４８時間以上）をしている場合	就労している月
妊娠・出産	出産の前後の場合	出産予定月及びその前後２ヶ月（多胎妊娠の場合は１４週間前から）
求職活動	求職活動を行っている場合	３か月（施設利用開始日から起算）
就学	学校教育法に定める学校や職業訓練校等で月４８時間以上受講をしている場合	必要な期間
疾病・障がい等	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
介護・看護	親族の方を日中介護・看護している場合	
育児休業 ☆「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。	①育児休業中に、児童が補助対象施設に在籍した場合	復職月に４８時間以上就労している場合、復職月の直前１か月分
	②上のお子さんの育児休業からいったん復職し、上のお子さんが補助対象施設に入所した後、下のお子さんの出産・育児休業を取得する場合※	保護者が育児休業中に限り、最大で下のお子さんが満３歳に達する年度の３月末日まで
	③上のお子さんの育児休業から復職せず、続けて下のお子さんの出産・育児休業を取得した場合	上のお子さんの補助は下のお子さんの産前産後休業中のみ。下のお子さんの補助は①が該当

※下のお子さんの出産休暇に入る前に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合に限ります。
下のお子さんの出産休暇に入った後に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合は、下のお子さんの育児休業中は補助の対象とはなりません。

補助金額の計算方法（住民税課税世帯の場合）

※住民税非課税世帯の方は P. 6 へ

1. 補助限度額を計算する…A

「補助対象施設と契約した食材料費を含めた月ぎめの基本保育料（スポット延長の保育料などは除く）」と「70,000 円（当補助制度月額補助限度額）」を比べ、低い方の額を限度額とします。

2. 認可保育所等に入所した場合の保育料を調べる…B

世帯全員の区民税所得割額から、認可保育料を調べる。

・区民税所得割額は「住民税課税証明書（区役所 2 階で発行可）」又は「特別区民税・都民税・森林環境税税額決定通知書（毎年 6 月ごろに就労先または中野区役所から配布）」で確認できます。認可保育料は、定額減税反映後の区民税所得割額で算定します。（調整給付金については控除されません。）

・2025 年 4 月～8 月の保育料は 2024 年度の住民税、2025 年 9 月～2026 年 3 月の保育料は 2025 年度の住民税を用いて算定します。

・住民税が未申告の場合は、認可保育料を最高階層（C30 階層）で算定します。また、補助金申請後に住民税の修正申告を行った場合は認可保育料が変わる場合がありますので、幼稚園・認可外保育係（03-3228-5681）までご連絡ください。

・生活保護を受けたときや災害などで損害を受けたとき等、保育料が減免または免除になる場合があります。詳細は区 HP をご覧ください。

1. 保育標準時間認定の保育料

世帯全員の区民税額			階層	保育料（月額）		
				3歳未満児		3歳児以上
				第1子	第2子	
生活保護受給世帯			A	0		
区民税非課税世帯			B	0		
区民税均等割のみ			C 1	1,900		
世帯全員の区民税所得割額	24,300 円 未満		C 2	2,400		
	24,300 円 以上	48,600 円 未満	C 3	3,100		
	48,600 円 以上	51,000 円 未満	C 4	6,700		
	51,000 円 以上	53,000 円 未満	C 5	8,300		
	53,000 円 以上	55,000 円 未満	C 6	9,400		
	55,000 円 以上	77,101 円 未満	C 7	15,400		
	77,101 円 以上	79,000 円 未満	C 8	19,100		
	79,000 円 以上	97,000 円 未満	C 9	21,500		
	97,000 円 以上	115,000 円 未満	C 1 0	23,600		
	115,000 円 以上	133,000 円 未満	C 1 1	25,500		
	133,000 円 以上	161,000 円 未満	C 1 2	27,500		
	161,000 円 以上	190,000 円 未満	C 1 3	29,200		
	190,000 円 以上	211,000 円 未満	C 1 4	31,000		
	211,000 円 以上	231,000 円 未満	C 1 5	32,500		
	231,000 円 以上	252,000 円 未満	C 1 6	34,200		
	252,000 円 以上	273,000 円 未満	C 1 7	35,700		
	273,000 円 以上	292,000 円 未満	C 1 8	37,200		
	292,000 円 以上	303,000 円 未満	C 1 9	38,500		
	303,000 円 以上	315,000 円 未満	C 2 0	40,000		
	315,000 円 以上	342,000 円 未満	C 2 1	43,400		
	342,000 円 以上	370,000 円 未満	C 2 2	46,100		
	370,000 円 以上	397,000 円 未満	C 2 3	48,900		
	397,000 円 以上	425,000 円 未満	C 2 4	51,300		
	425,000 円 以上	482,000 円 未満	C 2 5	53,700		
	482,000 円 以上	615,000 円 未満	C 2 6	57,500		
	615,000 円 以上	786,000 円 未満	C 2 7	61,800		
	786,000 円 以上	908,000 円 未満	C 2 8	66,100		
	908,000 円 以上	1,031,000 円 未満	C 2 9	70,400		
	1,031,000 円 以上		C 3 0	74,700		

※2025 年 9 月以降、東京都の第 1 子保育料無償化に伴い、認可保育料が 0 円になります。そのため、認可外保育施設に在籍している場合は、補助対象条件を満たすすべての保護者について、利用施設の月ぎめの基本保育料又は補助限度額 70,000 円のどちらか低い方の額が支給対象となります。

3. 補助金額を算出する

【2025 年 4 月～8 月まで】

$A - B = \text{補助金月額}$ （1,000 円未満切り捨て）

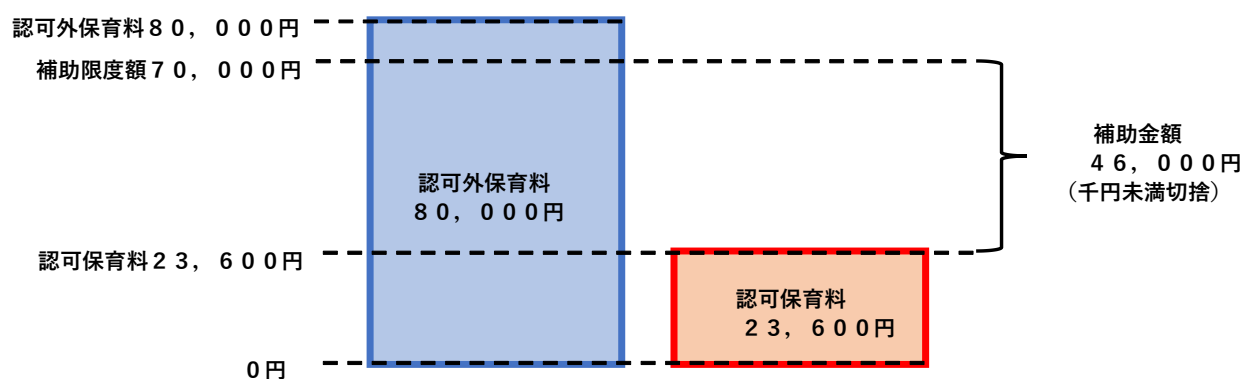
$A - B$ の計算結果が 1,000 円未満又は 0 円以下の場合は補助金を支給できません。

【2025 年 9 月～2026 年 3 月まで】

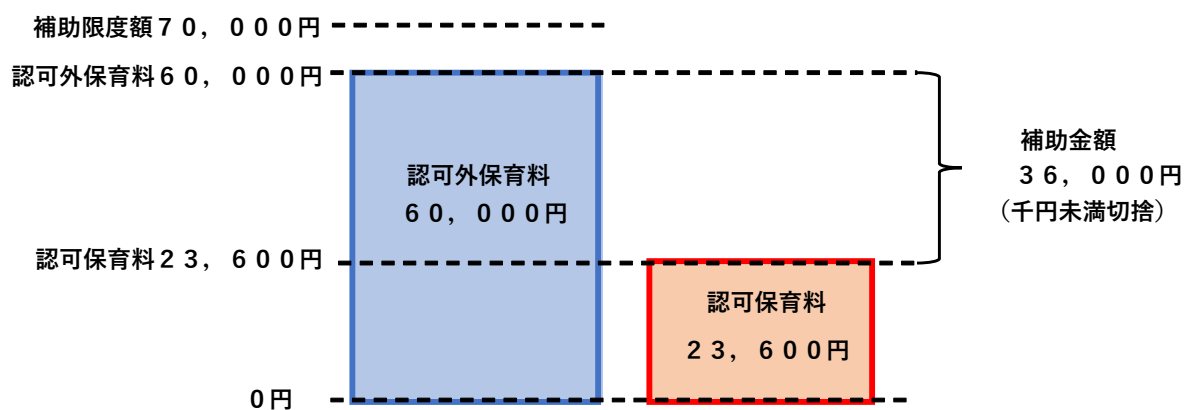
$A = \text{補助金月額}$ （1,000 円未満切り捨て）

算定例

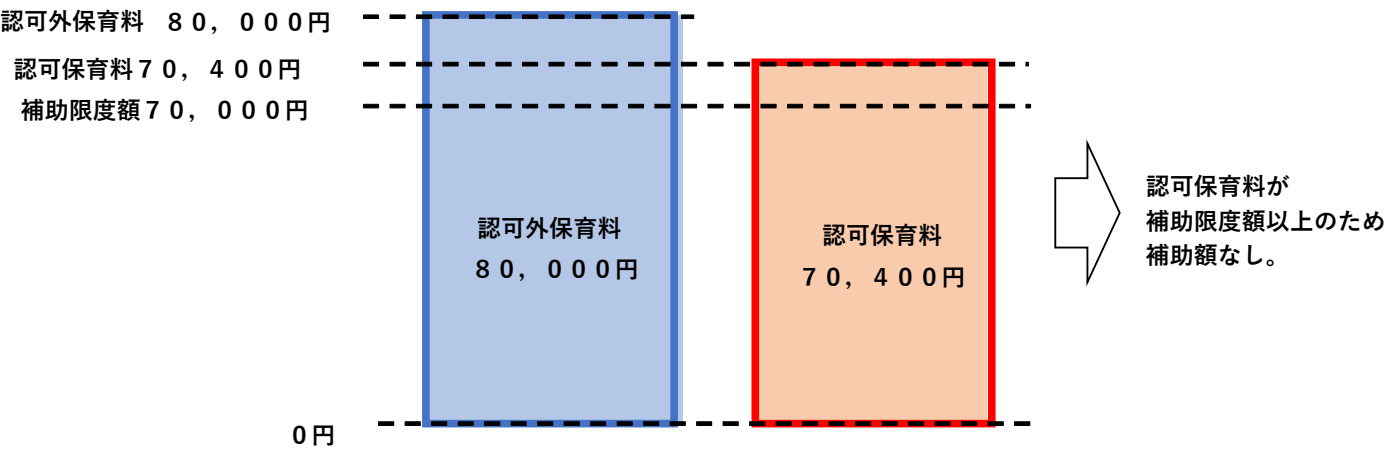
【算定例 1】 認可外保育施設保育料 80,000 円、認可保育所保育料（C10 階層）23,600 円の場合（月額）



【算定例 2】 認可外保育施設保育料 60,000 円、認可保育所保育料（C10 階層）23,600 円の場合（月額）



【算定例 3】 認可外保育施設保育料 80,000 円、認可保育所保育料（C29 階層） 70,400 円の場合（月額）



補助金額の計算方法（住民税非課税世帯の場合）

1. 補助限度額を計算する…A

補助対象施設と契約した食材料費を含めた月ぎめの基本保育料（スポット延長の保育料などは除く）」と「70,000 円（当補助制度月額補助限度額）」を比べ、低い方の額を限度額とします。

2. 施設等利用費の金額を調べる…B

0～2 歳児クラス住民税非課税世帯の方は、当補助金とは別に、施設等利用費 42,000 円 の給付を受けることができます。

※企業主導型保育所以外に在籍している方は当補助金の申請とともに、施設等利用費の請求も必要です。

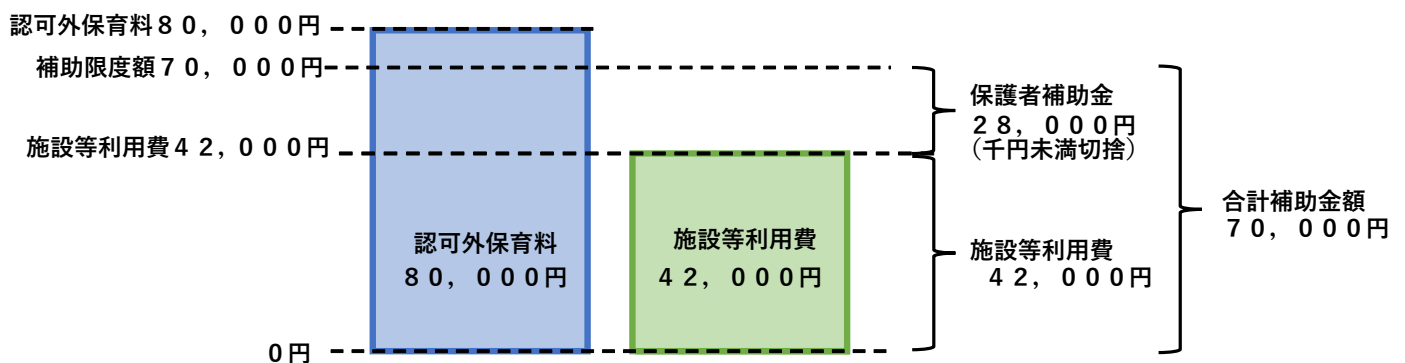
※企業主導型保育所に在籍している方は、施設等利用費は補助対象外ですが、保育料が減額になる場合がございます。非課税世帯であることを施設にお伝えください。

3. AとBの差額を計算し 1,000 円未満を切り捨てる

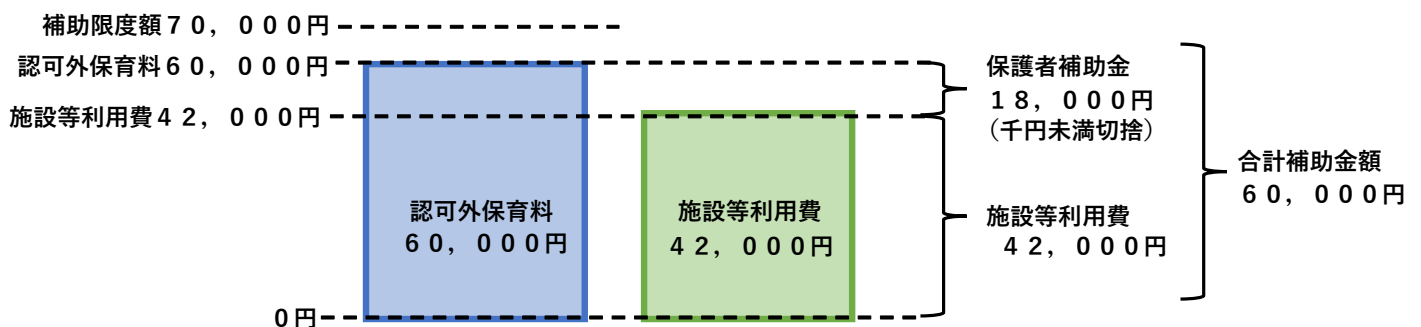
$A - B = \text{補助金月額}$ （1,000 円未満切り捨て）

算定例

【算定例 1】認可外保育施設の月ぎめ保育料が 70,000 円の場合（月額）



【算定例 2】認可外保育施設の月ぎめ保育料が 60,000 円の場合（月額）



提出書類

「全員」提出する書類

審査の結果、追加で書類をご提出いただく場合があります。

提出書類				提出回数
① 2025年度中野区認証保育所等保護者補助金交付申請書兼口座振替依頼書（区様式）				年度に1回
② 申請者の本人確認書類のコピー 顔写真つき証明書（1点）…マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）、パスポート、障害者手帳、在留カード（両面）等 または 顔写真なし証明書（2点）…健康保険証（両面）、国民年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等				年度に1回
③ 父母それぞれの保育の必要性を確認できる書類 2025年4月2日以降かつ補助金申請日から起算して6か月以内に以下の手続きで提出しており、その後の状況に変更がない場合は提出省略可能 ・認可保育所の申込み ・認可保育所の現況調査 ・新認定の申請 ・兄弟分の補助金申請	就労	会社員 パート 派遣社員 等	就労証明書（区様式） ☆就労先が複数にわたる場合はそれぞれの就労証明書が必要	年度に1回
		自営業（親族経営を含む） 経営主	（1）就労証明書（区様式） （2）令和6年度の所得税の確定申告書（一表・二表） 又は源泉徴収票のコピー ☆（2）の書類が提出できない場合は以下2点 ①仕事内容や資格がわかるもの（営業許可証、開業届等） ②収入の証明（報酬の記録、通帳のコピー等）	
	出産	母子健康手帳の分娩予定日記載ページのコピー		
	求職活動	就職活動を証明する書類（ハローワークが認める求職活動を証する書類、求職活動報告書（区様式）、不採用通知）		
	就学	（1）在学証明書のコピー （2）スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割表等） （3）在学開始日および卒業見込年月日の確認ができるもののコピー		
	疾病	診断書（区様式）		
	障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー		
	親族の 介護・看護	（1）被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー （2）介護・看護の週間スケジュール（詳細はお問い合わせください）		

提出書類の続きは次ページをご確認ください。

「該当する方のみ」提出する書類

該当要件	提出書類		提出回数
認証保育所以外の認可外保育施設を利用している場合	④利用施設の契約書のコピー		年度に1回
	⑤契約内容が記載された書類 (週○日、1日△時間、××コース、月ざめ基本保育料等)		年度に1回
	⑥利用施設の保育料表		年度に1回
	⑦利用施設に食材料費などを含めた月ぎめの基本保育料を支払ったことを証明する書類 (領収書や通帳のコピー等)		各支払い期ごと
4月～8月分の補助金申請かつ2024年1月1日時点で中野区に住民登録がない場合	⑧マイナンバーカード（マイナンバー記載面）またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は2023年1月～12月分の収入を証明するもの（勤務先の所得証明、収入申告書等）をご提出ください。 ※マイナンバー確認書類が未提出の場合、補助金算定で使用する認可保育料は最高階層（C30階層）となります。		年度に1回
9月～3月分の補助金申請かつ2025年1月1日時点で野区に住民登録がない場合	⑨マイナンバーカード（マイナンバー記載面）またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は2024年1月～12月分の収入を証明するもの（勤務先の所得証明、収入申告書等）をご提出ください。 ※マイナンバー確認書類が未提出の場合、補助金算定で使用する認可保育料は最高階層（C30階層）となります。		年度に1回
ひとり親の方 ※新3号認定を取得している方は不要	⑩死別、離婚、未婚の方	【次のいずれかのコピー】 ・児童扶養手当認定通知書 ・児童扶養手当証書 ・児童育成手当認定兼支払通知書 ・離婚の受理証明書 ・保護者とお子さんの戸籍謄本(全部事項証明)	年度に1回
	⑪上記以外の方	ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの（具体的な提出書類についてはお問い合わせください）	
生計を一にする家族で障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる	⑫身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー		年度に1回
住民税非課税世帯の場合	⑬施設等利用費請求書（区様式） ※企業主導型保育所の方は不要	詳細は「中野区幼児教育・保育無償化のご案内～現況調査・請求用～（認可外保育施設等向け）」又は区HPを参照 	各支払い期ごと
	⑭特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証（区様式）※企業主導型保育所の方は不要		各支払い期ごと
	⑮現況届（区様式）		年度に1回
	⑯保育の必要性を確認できる書類		年度に1回

申請期限

提出書類①～⑭の申請期限

	申請対象期間	書類提出期限		決定通知 発送時期	交付予定時期
		区役所窓口 区役所へ郵送（必着）	地域事務所		
第 1 期	4月～7月分	2025年7月11日 (金)17時	2025年7月9日 (水)17時	2025年9月 中旬	2025年9月30日 (火)
第 2 期	8月～11月分	2025年11月14日 (金)17時	2025年11月12日 (水)17時	2026年1月 中旬	2026年1月30日 (金)
第 3 期	12月～3月分	2026年3月13日 (金)17時	2026年3月11日 (水)17時	2026年5月 初旬	2026年5月15日 (金)

※2024年度に当補助金制度を利用していた方も、改めて申請が必要です。

※当補助金は上記いずれかの期に申請すれば、2025年度中は有効となります。ただし、転園した場合は改めて申請が必要です。一方、施設等利用費（新認定取得者が対象）は各期ごとに申請が必要です。

※2025年度中に限り、第2・3期に申請した場合でも4月分まで遡って申請することが可能です。

ただし、第3期締切日以降は申請することができませんのでご注意ください。

提出書類⑮～⑯の申請期限

2025年7月11日（金）17時

※提出書類①～⑭とあわせて提出しない場合は、提出先は中野区役所のみです。

書類提出先

電子 申請	原則、電子申請での提出をお願いいたします。 こちらより申請可能です。	
郵送	〒164-8501 中野区中野 4-11-19 中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係 行 ※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。	
持参	(1) 中野区役所 子ども総合窓口 (2) 南中野・東部・江古田・野方・鷺宮の各地域事務所 ※(2) 各地域事務所でご提出いただく場合は、書類の受け取りのみとなり、その場で審査やご質問等に答えることはできません。また、追加書類など一部書類のみの受付はできません。 審査を行うに当たり支障のある不備については後日中野区役所から連絡いたします。	

関連するホームページ

認証保育所等保護者補助金
(各種書類のダウンロードもできます)



幼児教育・保育無償化
(住民税非課税世帯向け)



補助対象施設一覧



よくある質問



MEMO